



ミレインターnettバンキング定期預金サービスのご案内

1. 取引の内容

- (1) お客様ご本人名義の定期預金口座を開設することができます。
この場合、当組合が特に定める場合を除き、開設する口座のお取引店は代表口座のお取引店とし、お届印は共通印鑑の届出印とさせていただきます。
- (2) サービス利用口座として登録のある定期預金口座（以下「定期関連口座」といいます）に、当組合所定の定期預金商品につき預入することができます。
※預入指定日の前日までにご資金を代表口座（普通預金）にご入金してください。
※代表口座が総合口座となっている場合、総合口座の当座貸越極度額まで定期預金預入資金としての振替が可能となりますので、代表口座（普通預金）の残高を事前にご確認ください。
※マル優での預入はできません。 ※期間3年以上の定期預金は全て複利型となります。
- (3) 定期預金関連口座の開設は、お取引店の窓口で開設手続きする方法とミレインターnettバンキング上の「新規口座開設・預入」画面から開設する方法がございます。
- (4) インターネットバンキングでご利用できる定期関連口座は1口座のみとし、専用の定期預金通帳を発行いたします。

2. 適用金利

定期預金の新規受付等における適用金利については、受付時点ではなく、取引の実行日（預入指定日）における当組合が定める金利を適用します。

3. 定期預金の中途解約・満期解約

本サービスの定期預金の中途解約は、お取引店の窓口のみお取扱いいたします。

その場合、当組合所定の払戻請求書に共通印鑑にお届出の印章により記名押印のうえ、定期預金通帳とともに提出してください。

満期解約については、満期日の2営業日前までインターネットバンキングで満期解約予約ができます。

※定期預金通帳への預け入れ明細の記帳前に満期解約予約された定期預金預入明細については、定期預金通帳に記帳されない場合もございますのでご了承ください。

4. 規定等の準用

本規定に別段の定めがない事項については、ミレインターnettバンキングご利用規定、定期預金規定及び各預金規定により取扱います。

5. 規定等の変更

当組合は、本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく組合ホームページその他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当組合の責めによる場合を除き当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても、当組合は一切の責任を負いません。

以上

2022年4月
ミレ信用組合